

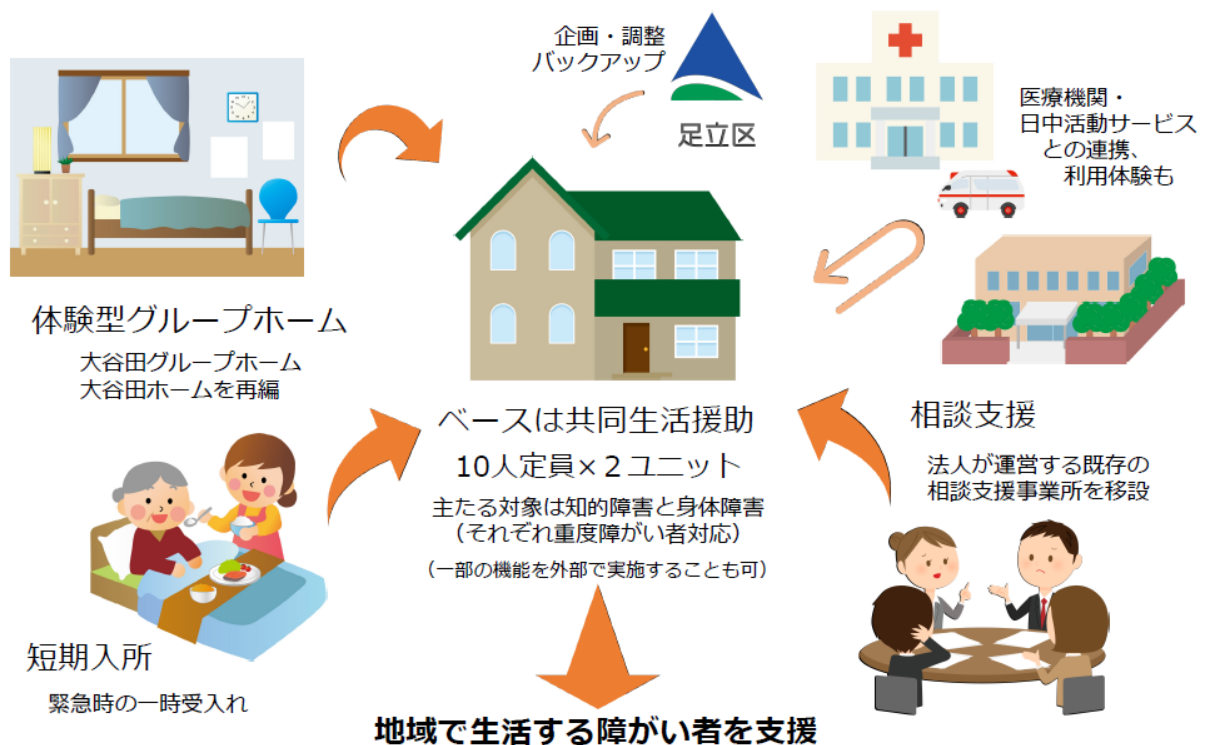
## 地域生活支援拠点・協議方針（案）

### 1 地域生活支援拠点（以下「拠点」と表記）とは

- ・ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備える地域の障がい版セーフティネット。
- ・ 主には、①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所の活用、②地域生活を支援するための体験の場、等の機能を備える「拠点」もしくは法人の垣根を超えた「ネットワーク」を整備するもの。
- ・ 国の指針により、令和2年度末までに各自治体で最低1つの拠点を設ける必要がある。

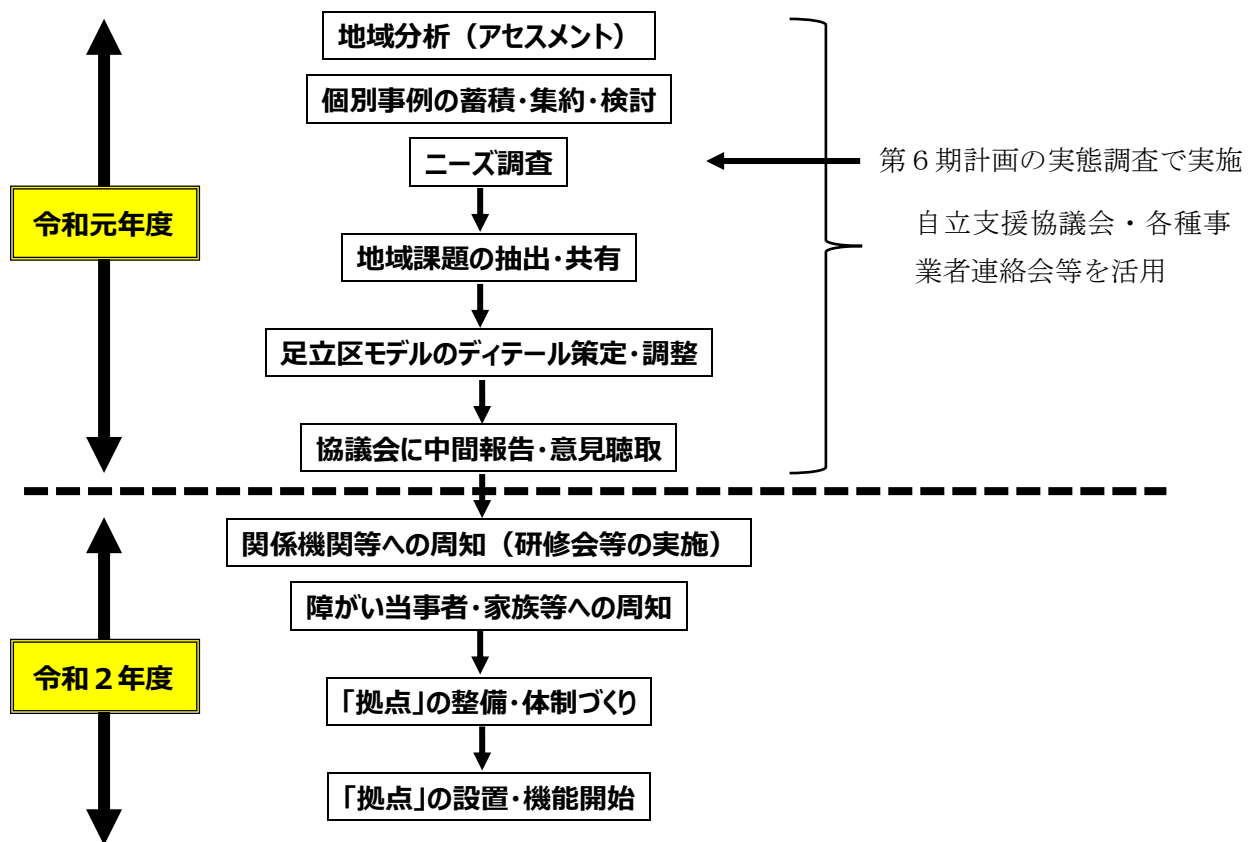
※ 「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」平成31年3月厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課より

### 2 拠点の足立区モデル（イメージ）



- ・ 共同生活援助（グループホーム）を拠点の中心に据え、必要な機能を付加していく。
- ・ 上記イメージは最終形態とし、拠点開始当初は既存の資源を活用し、可能な部分から開始する（スモールスタート）。

### 3 拠点設置までのロードマップ



### 4 今後の取組み予定

下記のとおり、自立支援協議会および区内連絡会に、今後の地域生活支援拠点の協議方針についてご説明し、共通認識を持つ。

- ・ 自立支援協議会の各部会長に協議の場として活用することについて、ご説明する（特に相談支援部会、くらし部会）。
- ・ 区が設置する各連絡会の所管係長に、ワーキンググループとしての作業を依頼（特に相談支援事業所ネットワーク、障がい福祉施設ネットワーク）。

以上